

○旧潤野小学校運動場及び旧蓮台寺小学校運動場並びに旧潤野児童センター及び旧蓮台寺児童センターの使用料に係る免除基準

平成31年4月1日

飯塚市告示第161号

旧潤野小学校運動場及び旧蓮台寺小学校運動場並びに旧潤野児童センター及び旧蓮台寺児童センターの使用料に係る飯塚市行政財産使用料条例(平成18年飯塚市条例第54号)第5条第6号の規定に基づく免除の基準を次のとおり定める。

1 旧潤野小学校運動場及び旧蓮台寺小学校運動場使用料の免除基準

(1) 次に掲げる団体が、団体の目的に即した活動に使用するとき。

ア 児童又は生徒の社会教育、スポーツ振興等を図ることを目的に組織された団体(指導者が無償で指導を行っているものに限る。)

イ 認定こども園、幼稚園、保育所(園)、児童館及び児童センター

ウ 自治会

エ まちづくり協議会

オ 行政機関

カ PTA

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 旧潤野児童センター及び旧蓮台寺児童センター使用料の免除基準

(1) 自治会の会合の利用

(2) 市民の教育文化の向上及び地域活動推進に資するもの

(3) 市民の福祉及び生活の向上に資するもの

(4) 市民の体育レクリエーションに資するもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。